



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 「保険社会」と「リスク社会」の間に：社会学におけるリスク研究  |
| Author(s)    | 川野, 英二  |
| Citation     | 年報人間科学. 1998, 19, p. 147-163  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/10639">https://doi.org/10.18910/10639</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 「保険社会」と「リスク社会」の間に

——社会学におけるリスク研究——

## 〈要旨〉

社会学においてリスクの概念はチェルノブイリのカタストロフの後で発達した。ウルリッヒ・ベックはリスク社会の概念を提示した。ベックによれば、リスクは、単純な近代における財の分配に代わって一般化しつつある。ニクラス・ルーマンはリスクと危険の区別を導入し、リスク概念を社会学的に洗練化している。

本論文の目的はリスク社会の理論と保険社会の概念の関係を明らかにすることである。フランソワ・エヴァルドは保険社会の概念を用いて福祉国家の歴史的発展を分析した。エヴァルドによれば、近代を特徴づける保険化の過程は多様なリスクをカバーしてきたのである。

しかし現代社会は、近代化の過程そのものが解放した新たなリスクの特徴のために、保険可能性の限界に直面している。つまり、保険社会とリスク社会の間には保険可能性の限界がある。予防の原理とリスクのコントロールに基づいていた保険社会の時代の後で、新たな原理、すなわち「警戒」原則がリスク社会において前面に現れている。

## キーワード

リスク

保険社会

リスク社会

保険可能性の限界

警戒原則

川野 英二

## 1 はじめに

経済学や心理学など他の専門領域よりも比較的遅れてではあるが、社会学では80年代に「リスク」が重要なテーマと見なされるようになってきている。このテーマに関連して、ドイツの「近代化された近代」論争、さらにここ数年はアンソニー・ギデンズやスコット・ラッシュユらのイギリスの社会学者によって「再帰的近代化」論争が展開しており、「リスク」は近年のヨーロッパ社会学において「キーカテゴリー」となりつつあると言われている (Bechmann, 1993)。そして、つねにこれらの論争の中心にるのがドイツの社会学者ウルリッヒ・ベックであり、彼は「リスク社会」の概念を提起することによって、「近代化」論と「リスク」問題を関連づけているのである。

このリスク社会論は現在のところドイツには留まらないほどの影響力を持っている一方で、多くの批判的議論にさらされている。とくにベックが用いるリスク概念は技術的なリスク現象に限定される傾向があり、社会学的に明確化されていないと指摘されている (Bonk, 1995: 16)。つまり、リスクの概念そのものが社会学的に十分に定式化されていないのである。したがって、リスクを社会理論的なパースペクティブの下でより一般的に概念化することが必要とされてきた。

ニクラス・ルーマンは、リスク概念を新たに定式化することによ

って、リスクの社会学化に貢献した。その後発展した社会学的リスク研究は、基本的にはこのルーマンのリスク概念に依拠している。②もともとベックとルーマン両者の「リスク」社会の認識には大きな隔たりがある。ルーマンは、近代社会とリスク社会をほとんど同一視している一方で、ベックは前期近代の産業社会から後期近代のリスク社会へと移行しつつあると主張しており、したがって前期(単純な)近代と後期(再帰的な)近代を時代的に区別している。近代の当初からリスクが生じているならば、今なぜリスクが問題となっているのだろうか。

このような時代的な区別の把握のためには、ベックによる福祉国家の衰退とリスク社会の出現との間の関連づけに注目する必要がある。この関連については、とりわけフランスの「保険社会」論が前提とされている。「保険社会」はフランソワ・エヴァルドによって提起された概念であり、それによってフランスの社会保障制度あるいは福祉国家の歴史的な発展過程が特徴づけられた。保険社会 (société assurancielle) の発展あるいは「保険化」過程の進行を通じて、近代社会は不安定性を安定化する装置を発達させてきた。しかし、このような福祉国家ないしは保険社会の発達には現代の新たな形のリスクによって一定の限界に直面しているのだ (Ewald, 1996a)。

このように、エヴァルドの「保険社会」とベックの「リスク社会」を比較検討する作業を経て、われわれは「リスク社会」の概念の意義を確認することができるように思われる。すなわち、前期近代の

「保険社会」と後期近代の「リスク社会」の間には「保険可能性の限界」という問題が垣間見えるのである。

## 2 リスク社会

ベックは「リスク社会」のテーゼを以下のように定式化している。「先進的近代の段階では、富の社会的生産はリスクの社会的生産とともに進む。したがって、「欠乏社会」における分配の問題とコンフリクトには、科学技術的に生み出されたリスクの生産と定義、分配から生じる問題とコンフリクトが積み重なることになるだろう」(Beck, 1989: 86)。現在生じつつあるリスク社会の原理は、これまで発達してきた産業社会の原理と大きく異なっている。産業社会では「富の分配」をその基本原理としていた。ここでは富をいかに増大させ、公平に分配するのが大きな争点となり、社会的コンフリクトもこの問題をめぐって生じていた。リスク社会ではその原理は「リスクの分配」にとって代わる。富の分配の論理は目に見えるものであり、社会階級にしたがって分配されていた。もちろん現代でもこうした論理は決してなくなったわけではないが、支配的な論理となりつつあるのはリスクの分配である。このリスクは、産業社会の主要なカテゴリーであった階級には特定されず、潜在的にはあらゆる人々に分配される可能性をもっている。

富の生産の論理からリスクの分配の論理への変化は、歴史的には少なくとも二つの条件と結びついているとされる。第一に、技術の

発達や生産力の増大あるいは法規制や社会福祉による保護が充実し、最低限の生活を送る条件が整っていくにつれてこのような変化が現れる。産業社会の初期段階では貧困が非常に大きな問題だったので、人々は富の生産とともに副次的に生じるリスクよりも富をどのようにに生み出すのか、そして分配するのかに専念していた。リスクが主題化されるのは、暮らしを立てることにたいする直接の圧力が和らげられるようになってはじめて可能である。つまり、リスクコンフリクトは、福祉国家が人々の生活を安定化し、階級闘争が鎮静化された後になって問題になるのである。

第二にこの変化は、リスクと潜在的な脅威が我々自身に突きつけられるようになったことに基づいている。例えば、食料や空気、水に混入する有害物質や原子力、遺伝子工学などがそうした脅威である。このようなリスクと脅威は、近代化の過程で急激に増大する生産力によって、これまでなかったほどの規模で一般化されることになる。この現代の新たなリスクは、従来のリスクとは異なって、ある特定の人々に限定されず、時間的、空間的、社会的境界を越えて広がっていく。そして最終的には、リスクの生産者自身さえも被害を受ける可能性をもっている。ここでは、富の分配をめぐる階級コンフリクトは重要性を失い、リスクの生産者とリスクによって影響を被る者との間で争われるリスクコンフリクトが前面に現れる。

ベックは、産業社会が一定の段階に到達した後、産業化の副次的結果としてのリスクがわれわれの生活のあらゆる領域に浸透し、影響を及ぼすことになる新たな時代をリスク社会と名付ける。これ

は決して「近代化の失敗」あるいは「脱近代」なのではなく、「近代化の成功」の意図せざる結果が表に現れてきた歴史的段階である。言い換えれば、リスク社会とは「副次的結果の時代」なのである。

近代化のダイナミクスはこれまで形成されてきた産業的近代の社会制度を脅かす結果を生み出している。この副次的結果としてのリスクは、従来の制度と産業政策そのものの転換をせまる潜在的可能性を秘めている。その意味で、リスク社会の時代とは、近代化の結果生じた新たなリスクに近代そのものが直面し、それを克服せざるをえない「リフレクシブ・モダニゼーション」の段階なのである。

ベックによれば、富とは違ってリスクは日常的な感覚によってはとらえられず、せいぜいのところ科学的な道具を用いることによつて認識することができるだけである。したがって、体内に蓄積する有害物質やオゾンホールなどのリスクは、身体に深刻な被害をもたらすまでの間は、しばしば知識としてしか現れない。しかしベックは、リスクが知識として社会的に構成されるといふ視点を保持しながらも、リスクは客観的に存在していると考えているように思われる。しかも、ベックはリスクの社会構成的な側面よりもむしろ、この客観的な側面を重要視している。現代の新しいリスクは、原子力事故などに見られるように、予期しえない「複雑な相互作用」の結果として現れる (Perrow, 1984)。現代のリスクは因果関係を特定し、あらかじめその発生を予測することが難しいという特徴を持っている。その意味で、ベックの言うリスクとは「非知識」<sup>3)</sup>である。すなわち、リスクの知覚や解釈は知識あるいは文化的に依存してい

るが、リスクの存在そのものは知識から独立しているのである。

ベックによれば、リスクは客観的に存在し、最終的には身体に深刻な損害を与えるが、それは日常的な知覚によって捉えることが難しく、その科学技術的な測定にも限界がある。それにも関わらず、リスクの認識は科学的な感覚器官に依存しているとされる。このように、ベックはリスクを技術的に生産されるリスクに還元しているため、結局は彼のリスク概念は技術的な「リスク管理」のものにとどまっている。ベックにとつて、リスクはつねにネガティブな結果でしかない。この場合、リスクとして環境汚染のような損害が念頭に置かれているからである。しかし、ベックは近代化の結果現れた技術的リスクの社会的影響について論じているだけで、リスク概念そのものを社会的に考察していないという問題があった。「技術的現象」としてのリスクだけではなく、「社会現象」としてのリスクの考察が必要なのである。

このリスク概念の社会学化は、ベック以後の社会的リスク研究に目を向けてみるならば、とりわけルーマンの議論を基盤にして展開されていると考えることができる。そこで、以下の章では、ルーマンのリスク／危険図式について検討してみることにしよう。

### 3 リスクと危険

ルーマンは、ベックの用いるリスク概念が社会的に不十分であると見なしている。それゆえに、リスク社会は「流行概念」であり、

「定式化した不安感」を表現しているにすぎないのである (Luhmann, 1990: 138)。ルーマンにしたがえば、技術的なリスク管理やベックの「リスク社会」で用いられているリスク概念はリスク／安全性という図式に基づいている。この対立図式においては、リスクが低減されるにつれて次第に完全な安全性へ到達することができると思なされる (Luhmann, 1991: 29)。こうした図式はとりわけリスクを伴うテクノロジーに携わる技術者にとっては好都合である。この図式にしたがえば、技術が発達するにつれてリスクをコントロールし、克服することができるといふ「安全神話」を生み出す根拠が与えられるからである。しかし現代社会の不確実な状況においては絶対の安全などといったありえるのだろうか。

ルーマンはこのようなリスク／安全の区別に対して、リスク／危険図式を提案している (Luhmann, 1990: 134)。この差異は「意思決定」と「帰責可能性」に基づいている。損害が意思決定の結果と見なされ、それに責任が帰せられる場合には「リスク」が問題になり、他方で自分の意思決定には基づかず、他者の意思決定によって生じた結果によって影響を受ける場合には「危険」が問題になる (Luhmann, 1990: 148)。例えば、喫煙者は自らの意思決定に基づいて肺ガンになるリスクを抱えているが、非喫煙者は他者の喫煙によって被害を受ける危険に曝される。とはいっても、クルマを運転する非喫煙者はまた別のリスクを抱えている。意思決定によって自らリスクを冒し、他者の意思決定によって危険にさらされるこのような連鎖はますます拡大している。この「構成主義的」な図式に従

えば、何がリスクであるかは観点に依存しており、観察者から独立して存在するリスクがあるという想定は「構成」と見なされる。すなわち、セカンド・オーダーの観察者の観点からは、リスクは客観的なではなく、社会的に構成されるのである。この図式を用いるならば、リスクと危険の概念は事物の次元では技術的リスクに限定されず、任意に一般化できるものとして扱われる。

ルーマンは、意思決定を嗜好概念ではなく、予期概念で基礎づけることによって、それを社会学化する。「行為が自らに向けられた予期に反応する場合にはつねにその行為」は意思決定と見なされる (Luhmann, 1988 II 一九九一、二八五頁)。この意思決定を行なう状況下においては偶発性の処理が問題になる。「意思決定前には偶発性は選択状況として現れる。すなわち、人々は予期を満たすかそれに逆らうかの二者択一に直面する。どの進路が選ばれるかは(程度の差はあれ)不確実である。たとえ型どおり予期に従うとしても、そうしないばあい何が起こるだろうかと考えるところに不確実性が読み取れる。このように脇へ目を向けることではじめて、行為は意思決定になる。意思決定後にはどれに決めたかが確定している。しかし決めたがゆえに偶発性は意思決定にくっついたままであり、別の意思決定もありえたのではないかとの思いが残る。しばしばみられるのは、あとで振り返ってみてはじめて行為が意思決定になるケースである」(Luhmann, 1988 II 一九九一、二八八頁)。

意思決定にもとづくリスク行為にはつねに、事前には選択可能性ないしは不確実性の状況があり、また事態が別様でもありうるとい

う偶発性が潜在している。「意思決定の概念はすべて一ちなみに行為の概念もすべてそうであるが—可能性の多数存在と選抜、この二つを想定せざるをえない」(Luhmann, 1988—一九九一、二八二頁)。

別の行為を意思決定していれば、損害は発生しなかったかもしれないし、あるいはより多くの利益を得ることができたかもしれない。

また、あるリスクを低減しようとする意思決定はそのこと自身がまた別のリスクを冒すことになるかもしれない。飛行機の墜落のリスクを回避するために、代替的な交通手段である自動車を用いても、その代わりに交通事故のリスクを冒すことになる。あるいは、CO<sub>2</sub>を削減して温暖化を抑えるために化石エネルギーに代えて原子力エネルギーを用いても、原子力発電はまた別のリスクを抱えている。逆に、リスクを理由に原子力発電という代替的な選択肢を制限することによって、もしそれを選択していれば獲得できたであろう利益を失うことがありうる。

このように、不確実性の状況下での意思決定は、それに続く行為の可能性を新たに創造する、つまり偶発性を開放する (Bons, 1995: 54)。他方で、知識の増大あるいはテクノロジの発展によって意思決定可能性が拡大するにつれて、問題は危険領域からリスク領域へと変わることになる。自動車交通の発達によって、移動の利便性という利益を得ると同時に、交通事故による損害という新たな形のリスクが生まれる。また、危険であると知りながら行為する場合には、自らの行為がリスクなものとして帰責されるということもありうる。自然災害例えば地震が発生する危険を知っていながらも、

そこに住み続けるという選択を行なうならば、それはリスクである。このような認識は、科学技術的なリスクだけではなく、自然災害や結婚、集団と組織の意思決定などあらゆる領域に適用可能である。リスクとして帰責される領域は、意思決定領域とともに拡大していき、これまで危険と見なされてきた領域は次第にリスクと見なされるようになっていくのである。

このように、近代社会の不確実な状況の下で行なわれる意思決定にリスクを基づかせることによって、リスクは技術的リスクやカラストロフな出来事のような例外的な事例にのみ関わるのではなく、社会的行為一般に関わるものとして理解することができるとは、したがって、意思決定は、行為者が(認識のレベルに関わる)不確実性 [ungewisser] あるいは(行為のレベルに関わる)不安定性 [unsicherheit] の下でそれを行なわなければならないということが前提とされている。確かに、あらゆる不安定性がリスクというわけではないが、あらゆるリスクは不安定性である。リスクは近代社会の不安定性の一つの形態なのである。

歴史的には、リスクの概念はイタリアの遠隔海洋貿易の文脈で発達した。この種の貿易は、船舶が沈没したり、商品が傷んだりなど非常に不確実性の高い業務であったが、それにも関わらず、イタリア商人は、リスクを冒すとともに利益をも得ていた。彼らはこうした不確実性を神の意志による運命だとは考えず、帰責可能で計算可能なリスク、つまり予防措置を行なわない場合にのみ切実なものとなる問題と見なした (Bons, 1990)。嵐による船の沈没や海賊によ

る商品の盗難のような損害は、もはや神の意志による「危険」ではなく、自らの意思決定によってもたらされるリスクなのである。「危険」タイプの不確実性は行為とは関係なく存在する一方で、「リスク」タイプの不確実性は行為の意図とそれを変える能力においてのみ生じる。行為主体から独立した脅威としての危険は主に否定的に評価されるが、リスクは脅威だけではなく、チャンスでもあり、それ故「肯定的にも否定的にも評価」される (Bond, 1995: 53)。その意味で、リスクは決して避けるべきネガティブなものとはばかりは言えない。

リスクを技術的な側面だけで理解するならば、ベックが放射能などの具体的な事例を挙げているように、絶対に避けなければならぬと見なすことはできるが、リスクが具体的に何を指すのかという問題は実際には開かれた問いである。ベックのいうリスクは、社会的行為のリスクという一般的な観点からは、稀なケースであると言えるであろう。

しかしながら、このようにリスク志向行為を単に近代社会の不確実性の状況との関連においてのみ理解するならば、近代社会においてはリスクはいたる場所に存在しているのであるから、「リスク社会」という見出し語で現代社会を特徴づける意味はなくなり、まさに流行概念に過ぎないであろう。それでは、ベックのように、リスクを後期近代と前期近代を区別する重要なメルクマールとする意味はどこにあるのだろうか。

ルーマンも認めているように、テクノロジーの発達によって危険

領域はリスク領域へと変化する。その意味で、近代社会は常にリスクが増大していく社会でもある。そこで近代社会は、増大していくリスクに対して、それを縮減あるいは安定化していく装置を発達させてきた。そのような安定化の基礎的的制度として保険 [Ver-sicherung] を考えることができる。海洋貿易のリスクを冒す商人は自分の船舶と積荷に保険を掛けるようになった。そして、近代の発展とともに、保険は火災や失業、自動車など次第に多くの様々な不安定性を保障するようになる。工場が導入する機械による労働災害の増大、自動車の普及による交通災害の発生などの例が示すように、テクノロジーの発展とともにリスク領域は拡大する。また、それとともに保険がカバーする領域も拡大していった。その意味で、近代化の過程は同時に「保険化」の過程でもあったのである。保険化の過程はつねに新たにリスクを保障する過程である。ここでもまた、リスクが具体的に何を示すのかは開かれている。ただ、同質のリスクを負っている人々が一定の数に達すれば、大数の法則にしたがって保険可能になるのである。それゆえ、保険化は近代化によって新たに生み出されたリスクをも保障することがつねに期待されているが、問題なのは、保険社会が現在まさに、新たな種類のリスクに対して保証する能力の限界に直面していることである。

現代新たに生じているリスクの特徴は、この保険の論理と関わっている。したがって、産業社会とリスク社会を時代的に区別する現代のリスクの新しいさは以下の二つの点にあると考えることができよう。第一に、社会的行為の結果が自然過程を媒介して、現行の保険

制度を脅かすグローバルな効果を持ったエコロジカルなリスクを生み出しているという点であり、第二に現代のリスクを通じて、リスクの「再保険者」としての機能を果たしてきた福祉国家の社会保障制度が限界に直面しているという点である。

#### 4 保険社会と警戒原則

危険とリスクの区別は時代的区分としても用いることができる。前近代では自然災害などの損害は神や悪魔、人間の手に負えない自然すなわち社会の外部からやって来るものとみなされる危険であった。そこでは、損害は、人間の意思決定能力を越えた存在によって引き起こされるために、社会の環境に帰責された。ところが、その後、近代化の過程で社会は自然をコントロールしようとしてきた。言い換えれば、近代化の過程は人間の自然支配の過程でもあった。自然過程に社会が関わるにつれて、近代社会では危険はリスクになり、かつては天災と見なされていた災害はますます人災になる。環境破壊や汚染は、人間の社会的行為がエコロジカルな条件に影響を与えた結果として現れたのであり、その損害はもはや運命や神、社会の外部に起因するものではない。過去には、リスクは、自然環境にはほとんど影響を及ぼすことのない、あるいは部分的にしか影響をもたない社会的構成物に関わっていたが、こんにち人間が作り上げる物は地球上の生物を危険にさらしている (Murphy, 1994: 250)。このようなグローバル性という特徴をもっているエコロジ

カルなリスクは、自然を対象化し、コントロールしようとしてきた近代社会に意図せず跳ね返り、社会の内部に入り込んできた。近代社会では社会と自然の関係は変化し、もはや自然は社会の外部環境ではないのである。

したがって、こんにちでは自然災害すらも環境に帰責される危険と考えることはできない。例えば、阪神大震災や地球温暖化に対して、その原因が社会の外部にあると考えるならば、それを危険と見なすことができるかもしれない。しかし、例えば地震のような自然災害の直接の原因が意思決定に基づくものではないにしても、それに対する予防措置を取らないことはリスクになる。危険を前にしてそれを避ける、あるいは予防するという意思決定を行なわないこと自体もまたリスクなのである (Luhmann, 1991: 40)。

さらにまた、エコロジカルなリスクは別の問題を提起する。かつてはリスク行為者は自分だけがその損害を引き受けていた。確かに、現代においても、サハラ砂漠を横断する者は自分だけがリスクを引き受けるのであって、他者に損害をもたらすわけではない。しかし、現代社会ではむしろそのような状況こそが例外的である。問題なのは、他者の意思決定によって損害を被るという社会的に引き起こされた危険なのである。この社会的に引き起こされた危険は、想定される新しいリスク、エコロジカルなリスクによる損害は、被害の規模、原因の特定、また、意思決定者の特定が難しい。そのため、この種のリスクのグローバルな効果は、個々の意思決定に帰責させることができないだけでなく、近代的保険制度によってカ

バーすることさえ難しくなる。このように、グローバルなリスクは近代が発達させてきた保険可能性の限界に突き当たる。リスク問題のグローバルな効果をもたらすものは、ベックによれば、「われわれを取り巻く世界の問題——いわゆる「環境問題」ではまったくなく、産業社会そのものの広範囲にわたる制度危機なのである」<sup>1)</sup>。

それでは、エコロジカルなリスクによる保険の限界を越える可能性は、現代社会にどのような転換を迫ることになるのだろうか。その前に、われわれは、産業社会とともに増大したリスクを保証する装置として発達した保険制度ないしは「保険社会」とはどのようなものであったのかについても少し詳しく検討してみる必要がある。

フランソワ・エヴァルドは「Etat providence（警護国家・福祉国家）」という表現を「保険社会」に置き換えることを提案する。フランスではとりわけこれはリベラル陣営によって、論争的、批判的、否定的に用いられていたという経緯がある。そのため、この言葉にはネガティブな含意があり、その肯定的な現実をとらえ損ねる恐れがある。「福祉国家」と「保険社会」、言葉の違いはどうでもよいわけではないのだ」(Ewald, 1990: 21)。保険社会は、「保険制度が増大した社会という意味で用いてはならない。そのことは重要ではないわけでも意義がないわけでもないにも関わらず、とりわけ保険の技術とカテゴリーを通じて社会の問題を反省し、調整を想像する社会という意味で用いなければならぬ」(Ewald, 1986: 20)。エヴァルドによれば、近代の災害は、規則性という特徴と集団的

生活の産物という特徴を持っている。例えば、近代の交通手段の発達という条件の下では、交通事故という災害は例外的な事態というよりもむしろ、規則性をもって誰にでも起こりうるし、このことは労働災害に対しても当てはまる。災害が発生しないという事態の方がむしろ例外的とさえ言える。そのため近代的な災害は個人個人の過失にはもはや還元できない。この時代ではリスクの規則性は諸個人の行為から独立している。したがってリスクは「社会的」にしか存在しない。損害は例外ではなく規則であり、それは正常な事態なのである (Ewald, 1986: 21)。

規則的に発生する近代の災害は、予見可能で、保証可能で、計算可能になる。この種のリスクは個人の過失によって引き起こされ、自ら責任を負わなければならないものではなく、誰にでも確率的に発生しうる損害と見なされるようになり、それに伴って、あらゆる生活領域を保険化する動きが現れる。リスクは予測でき、貨幣に換算でき、さらに損害額を計算して保険金が支払われる。誰の身の上にかこつても不思議ではないリスクが常態化している時代では、われわれはあらかじめ保険に加入することによってリスクを分散化する。「保険は、同じリスクにさらされた諸個人の間を連帯を生み出す装置である」(Albouy et Ewald, 1990: 16)。

保険は、危険をリスクに転換する近代社会に特有の装置である。「ひとは数多くの災害に対して保険をかける可能性について考えない。保険は災害が起らないということに対しては安全性を作り出さない。保険は災害が被害者の財産状況を変えないということだけ

を保証する。しかしひとはそれについて意思決定しなければならぬ。それによって、保険を掛けることのできるあらゆる危険はリスクに転換させられるのである」(Luhmann, 1992: 145)。ただし、保険はわれわれの身の安全を保障するわけではなく、損害が発生した場合の財政的な補償しか行なわない。保険によって現実を完全に再生や補償することはできない。「保険によっては財政的な損害補償が提供されるだけである。したがって、生命や健康、財産の喪失の危険に対する安全はない。しかし、そのような喪失の財政的結果に対して保険をかける可能性はある」(Luhmann, 1992: 145)。保険制度が発達した社会では、危険として引き起こされる損害を財政的に補償する保険に加入するかしないかという選択それ自体がリスクになる。

それだけではなく、保険制度は意思決定者自身のリスクをも補償する。個人の意思決定によって引き起こされた損害がその当事者自身の賠償責任能力を越えるほど大規模な場合は、それに応じた保険に加入していれば彼は保険制度のおかげで財政的な補償を受けることができるが、保険に加入していなければ、彼は自ら多額の補償金額を負担しなければならないという個人的なカタストロフの状態へ陥る。つまり保険制度は、危険と並んでリスクをも保険に加入するかしないかという選択のリスクに変える。結局、「保険制度は、諸々の危険とリスクを、保険を掛けなかったというリスクへ転換する装置」(Luhmann, 1991: 55)なのである。

もっとも、例えあらゆる意思決定にはリスクが付随するとしても、

「ひとは特定のリスク「のために」保険を掛けるのでは決してなく、つねに、事故から可能な財の損失を経て長期的な収入の低下に達しうる、特定のリスク「に対して」のみ保険を掛ける」(Boris, 1995: 15)。ひとは保険に加入するとき、その意思決定が利益をもたらすとは考えない。損害が発生して保険金が支払われるような状況はなんの利益にもならない。故意に損害を発生させた場合、リスクは保険によっては補償されないことさえある。保険可能な対象は原則的には当事者の行為の意図とは関係なく副次的結果として生じるリスクである。つまり、保険に加入する場合、リスクはつねにネガティブでしかないのである。

保険制度はわれわれのあらゆる生活領域のなかに浸透し、保険がカバーできる対象はますます増大していく。加入が任意の、すなわち意思決定の領域に委ねられる任意保険においては、保険に加入するかしないかは、確かにルーマンの言うように、リスクである。他方で、加入が義務づけられる「社会保険」の発達とともに、国家がこの領域に介入するようになる。この場合、保険に加入するかどうかはわれわれの個人的な意思決定の問題ではなくなる。つまり、福祉国家の発達にともなって、保険を国家的に強制する政治的意思決定が下されるのである。この社会保険の制度を通じて個人的な危険とリスクは「社会的リスク」に転換する。「いわば、国家はしばしば社会的リスクと呼ばれるものの保険者である」(Ewald, 1990: 17)。

保険社会の理念は、保険制度の下で、すべての人に関わっている

が個人には帰責できない「社会的」リスクの負担の再分配を目指すものである。ここでは、リスクはもはや個人的意思決定にのみ関わるのではなく、「社会的」なものになる。この社会的リスクは次のような二つのメルクマールによって特徴づけられる。第一に、誰もそのリスクを避けることができない。第二に、どのような原因からであっても、そのリスクは社会的に生産されたものであるということである (Bonf, 1995: 210)。それゆえ社会的リスクの克服は個人的な自己責任の問題ではなく、社会的な問題である。このようにして、社会保険を強制する国家は、社会的リスクを補償する最終審級と見なされるようになるのである。

個人が自らの意思決定に対して自ら責任をもたなければならなかったかつてのリベラリズムの時代には、「用心」*prévoyance*の原則が支配的であった。この原則によれば、自分に起こったことの負担を他人に向けることはできず、自己責任を負わなければならない。そのため、損害を発生させないための用心が重要な徳と見なされた。二十世紀には、今度は、科学や知識の発達とともに「予防」*prevention*の原則が支配的になる。この時代では、社会は、個人がもうそこでは他人に対して第三者ではありえない全体性であると見なされる。そして、過失ではなくリスクの概念にもとづいて、保険を主要な道具とする「連帯」の装置が形成される。「予防は科学、技術的コントロール、リスクの可能な知識と客観的知識の理念を前提としてゐる」(Ewald, 1996a: 393)。この時代には、リスクの概念は、コントロール可能性、計算可能性、帰責可能性、保険可能性

を示すようになる。科学と技術のもつ確実性によってリスクを評価し、予防し、コントロールできると思われていたからである。

しかし、エヴァルドによれば、「医療事故の問題」<sup>⑤</sup>、「製造物責任の問題」<sup>⑥</sup>という三つの大きな問題の出現によって、予防のパラダイムは新たな原則、すなわち警戒 *precaution* のパラダイムに移ることになる。これらの問題に共通していることは、行為の帰責可能性と結果の責任可能性の分離である。製造物責任では、被害者が製造者の過失を立証できなくとも、製品の欠陥が証明されれば製造者が賠償責任を取らなければならない。立証責任は被害者から加害者に移行し、製造者の無過失責任の領域が拡大するのである。つまりこの場合には、損害の責任は、原因の特定にあるのではなく、発生したリスクの結果において問題になる。環境責任においても同様に、ある工場に損害発生の原因が疑われれば、この工場によって引き起こされたと仮定される。これら両者に共通している認識は、科学的に因果関係を立証できなくとも、リスクの発生に対して責任が問われるようになったということである。つまり、新しいリスクに対する責任は、科学的確実性、リスクのコントロール可能性と予防可能性に対する信頼が失われたところから出発しているのである。

もっとも、予防原則に代わって新たに出現しつつある警戒の原則は、あらゆるリスク状況に適用されるわけではない。この原則の対象は、科学の不確実性と、深刻で不可逆的な損害の可能性<sup>⑦</sup>という特徴によって示されるものに限られている。確かに、「傷病保険や自

自動車保険、自然災害保険は同じパラダイムに従って機能しているわけではな」(Ewald, 1996c: 609) く、その意味で、このことから「保険パラダイム」の危機 (Rosanvalon, 1995: 27-33) という結論を引き出すことは性急かもしれない。しかしながら、エコロジカルなリスクのような新しいタイプのリスクのために、「あらゆる推論的な懐疑」と「被害者から生産者への立証責任の移行」(Tindale, 1998: 56) に基づくこの警戒原則がますます重要になってくることで、保険社会が何らかの転換期に差しかかっていることはエヴァルドも認めている。なぜなら「これらのリスクはまったく賠償も算定もできず、保険を免れる」からである (Ewald, 1990: 20)。

このことは、エコロジ問題をめぐる公的な議論においても自覚されている。九二年に行なわれた地球サミットの「環境と開発に関するリオ宣言」は、この警戒原則をはっきりと宣言している。「環境保護のためには、警戒 (Precautionary) アプローチが、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは、不可逆的な損害があるところでは、完全な科学性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい措置を延期するための理由として用いられるべきではない」(原則十五)<sup>9)</sup>。もっとも、警戒の原則によって、従来の用心や予防の原則が放棄させられるわけではない。「警戒は用心を非難するのでも予防を非難するのでもない。それは不確実性の確かな状況のなかで人間的行為の態度に新たな次元の配慮を導入するだけである」(Ewald, 1996a: 409)。<sup>9)</sup>むしろ、警戒は予防を強化すると同時に個人的な用心の強化を求め

る。警戒の論理の適用は、「深刻で不可逆的な」リスクに限定されている。これが示しているのは、リスクを個人的な自己責任の問題に還元したり、予防の強化を求めることだけでは限界があるということなのである。

その結果、「警戒は、一定の仕方では、われわれを保険社会の時代から抜け出させる」(Ewald, 1996a: 409)。警戒の時代は「補償がもう意味をもたない世界」である。警戒とは、補償ではなく、不可逆的な結果をもたらす脅威を避けるための防衛的な態度である。つまり警戒原則は、予防や補償の原則によって支えられてきた従来の産業社会の保障制度が効力を失いつつあることを前提としている。

こうしたエヴァルドの認識は、ベックの「リスク社会」の概念と呼応している。というのも、ベックのリスク社会は、近代が発達させてきた諸制度を近代化そのものによって社会的に生み出されたリスクが揺るがし、その自己改革をせまるところで現れてくるものだからである。リスク社会の概念が「記述しているのは、近代社会の発展の局面で、イノベーションの勢いによって生み出された社会的、政治的、エコロジ的、個人的リスクが産業社会のコントロールと保障制度から逸脱しているということである」(Beck, 1996: 27)。

このようにして、産業社会とリスク社会を区別する時代的差異もまたより明確に把握することができる。「リスク社会への突入は、社会によって現在決定された、したがって生産された危険が「福祉国家の現行のリスク計算から成る既定の安全システムの基盤を揺るがし、また／あるいは無効にする」ときに生じるのである」

(Beck, 1996: 31)。保険化の過程を通じて発達してきた福祉国家における保険可能性の拡大の限界が露呈してきたところで、「リスク社会」が顔を覗かせる。ベックによれば、自ら体系的に生産された危険を通じてリスク社会に意識せず転換した産業社会は、「保証の限界を越えて」かろうじてバランスを保っている。「初期の産業リスクと対比して、核と化学、エコロジカル、遺伝子工学のリスクは (a) 時間によっても場所によっても限定されえない、(b) 因果性や罪咎、責務の現行の規則にしたがっては説明できない、また(c) それにたいして補償もしくは保証されえない。あるいは、単純な例に関してそれを表現するならば、チェルノブイリの負傷者は、カタストロフの後の数年を経たこんにち、まだまったく「生まれ」てきえないのである」(Beck, 1996: 31)。

## 5 おわりに

これまで見てきたように、ルーマンの理論的貢献にも関わらず、グローバルなリスクがリスク研究にとって重要課題であることに変わりない。なぜなら、グローバルなリスクの出現とその保証可能性の限界を通じて、「保険社会」としての福祉国家の能力を越えた新たな時代が幕を明けつつあるからである。そこで、この新たな時代の原理として注目されつつあるのが「警戒」原則である。現代の新しいリスクによって、保険可能性の限界が明らかになりつつある。「保険社会」と「リスク社会」の間には保険可能性とその限界が横

たわっているのである。エヴァルドが最近になって主張し始めているように、これまでの用心や予防の原則は後景に退き、警戒原則が前面に現れつつある。

われわれは、このようにエヴァルドの「保険社会」論とベックの「リスク社会」論が後期近代の変化に関して共通の認識に達しつつあることを確認した。「近代社会は、それが自らを変えず、結果を反省せず、多くの同じ産業政策を実行している限りで確実に、それ自身の原理と限界に直面する」(Beck, 1996: 29) であり、また、科学的認識の不確実性に基づいた新たな「警戒原則」の出現は、今世紀を特徴づける根本的な哲学的、社会学的転換を示すもののひとつ」(Ewald, 1996a: 408) なのである。産業社会がこれまでのような「進歩」あるいは「経済成長」の論理を選択するのか、あるいは「警戒」原則に基づいた「エコロジカルな転換」を選択するのか、いずれの可能性を「意思決定」するのかは、現代社会が緊急に直面している重大な「リスク」であろう。

### 註

- (1) この間の経緯に関して詳細は (Beck, 1992a) における S・ラッシュによる序文もしくは (Beck, Giddens & Lash, 1994) 参照。また、「リスク社会」論のベック自身による解説に関しては (Beck, 1998) に詳しい。
- (2) ベックの『リスク社会』と何らかの共通する問題関心をもった「リスク問題」に関する社会的な研究は「社会的リスク研究」と呼ばれている。「社会的リスク研究」と称する研究としては、

例えば、(Japp, 1992; 1996) あるいは (Bonn, 1990; 1995)。これらはいずれも、ベックの問題意識を引き継ぎながら、ルーマンのシステム理論とダグラスの文化理論を用いることによって、社会理論的なパースペクティブの下でリスク研究を独自の研究領域として彫琢している。

- (3) このリスクの非知識すなわち感覚知覚から独立した客観性という特徴づけは、リスク社会と「リフレクシブ」モダニゼーション」という概念との関係を考える上でとりわけ重要である。ベックによれば、近代化のリスクは非知識の次元で「反射作用 reflex」として現れるからこそ近代は「リフレクシブ」な段階に突入したのであって、リフレクシビティは決して知識の次元にある「反省 reflection」だけを意味しているわけではない。したがって、リフレクシブ」モダニゼーションは反省性の増大にのみ基づいているのではない。「リフレクシブ」モダニゼーションの媒体は知識ではなく、むしろ非知識である」(Beck, et al. 1994: 175)。

- (4) (Beck, 1996: 32)。したがって、「環境問題」と「エコロジー問題」は区別されるべきであろう。

- (5) (Ewald, 1996a: 394)。フランスではすでに八十年代に薬害エイズが社会問題化した。製造物責任の問題に関しては、日本でもPL法が施行されたように、これは世界的な流れである。したがって、これらの問題は、フランスに特有なケースではなく、日本でもまったく同様に当てはまるはずである。

- (6) しかし、ベック (1996: 43) によれば、この場合、環境責任保険によって保証されるものは、環境上の効果によって引き起こされた対人損害と対物損害に限定され、工場そのものと汚染区域に対する損害は保証されない。このような新たなリスクに対する学習過程を経て、保証されるリスクは限定されている。

- (7) 確かに、ルーマンが言うように、あらゆるリスクは不可逆的であるが、この場合に問題にされているのは、システムと環境の差異、すなわちシステムの存立基盤そのものを脅かすリスクである。システムが生み出したにも関わらずシステムそのものが責任を引き受けることのできない種類のリスクは、システムに帰責されるリスクと環境に帰責される危険の差異を脅かすことになる。言い換えれば、この場合の深刻で不可逆的なリスクとは、システムの存立そのものの不可逆性に関わる「セカンド・オーダーの危険」である。

- (8) 例えば、異常気象による自然災害の保険金の支払い額は、台風などの暴風雨被害に限っても一九六〇年代の年間五億ドル(約六百五十億円)から一九九〇年代初めの百十億ドル(約一兆四千三百億円)まで二十二倍に増大している。九二年のハリケーン「アンドリュー」では、総額百五十五億ドル(約二兆百五十億円)が支払われ、九社の保険会社が支払いに耐えきれず倒産している(『朝日新聞』一九九七年十二月五日)。ベック (1996: 43) もまた同様のことを指摘している。結果的に、保険システムそのものを脅かすリスクに対する補償は放棄されるようになる。エコロジカルなリスクに対する補償の限界を自覚した保険会社は経済合理性にしたがって、技術的合理性を批判する。「言い換えれば、リスク社会はしだいに「自己批判的」社会である。保険専門家は安全エンジニアと対立する。たとえ安全エンジニアがゼロリスクを宣言しても、保険専門家は保証できないと判断する」(Beck, 1996: 32)。

- (9) 外務省国際連合局経済課地球環境室・環境庁地球環境部企画課編『国連環境開発会議資料集』。気候変動に関する国際連合枠組条約においても警戒アプローチが採用されている。「締結国は、気候変

動の原因を予想、予防しあるいは最小限にくい止め、またその逆効果を緩和するために警戒措置を取らなければならぬ」。またエヴァールドによれば、フランス議会は環境問題に関して数年前に次のような定式を与えた。「現在の科学的認識を考えると、確実性が欠いていることで、環境や受容可能な経済的コストに深刻で不可逆的な被害をもたらすリスクを予防するための効果的で相応な措置を採ることを引き延ばしてはならない」。あるいはマーストリヒト条約には、「環境の領域における共同体の政策は、警戒と予防行為の原理、環境への被害の（原因を優先した）修正の原理、汚染者負担の原理に基づく」とある（Ewald, 1996a: 395）。また英国政府は警戒原則に関して次のように説明している。「われわれは、最も良い科学的、経済的情報を利用しながら、事実とその最も正確な解釈に基づいて行動しなければならない。このことは、あらゆるものについて一〇〇%の証拠がそろうまで傍観してゐるということを意味しているわけではない。地球の状況が危機を瀕し、リスクが非常に高く、救済行動のコストが非常に大きいかもしれないところでは、そうした予防は治療よりも良く、安上がりである。われわれは、行為と不作為の両方の可能なベネフィットとコストを分析しなければならない。環境に対する損害の重大なリスクがあるところでは、科学的知識が可能なコストとベネフィットのバランスがそれを正当化するかどうか決定的でないところであるも、潜在的に危険な物質の使用あるいは潜在的に損害を与える汚染物を制限するために政府は警戒行為をとるつもりである」（Tindale, 1998: 56-57）。

参考文献

F. X. Albouy et F. Ewald 1990 "Le client". *Risques* no. 2 : octobre.

- G. Bechmann 1993 "Risiko als Schlüsselkategorie der Gesellschaftstheorie" in ders., G. Bechmann (Hg.), *Risiko und Gesellschaft*. Frankfurt / M.
- U. Beck 1986 *Risikogesellschaft. Auf dem Weg in eine andere Moderne*. Frankfurt a.M. = *Risk Society*. SAGE [1992a].
- 1987 "The Anthropological Shock: Chernobyl and the Countour of the Risk society". *Berkeley Journal of Sociology*. 32.
- 1989 "On the way to the industrial risk-society? Outline of an argument". *Thesis Eleven*, no. 23.
- 1991 *Politik in der Risikogesellschaft. Essays und Analysen*. Frankfurt a.M. = *Ecological Enlightenment. Essays on the politics of the Risk Society*. Humanities Press [1995].
- 1992b. "From Industrial Society to the Risk Society: Question of Survival. Social Structure and Ecological Enlightenment". *Theory, Culture & Society*. vol. 9.
- 1992c. "How Modern Is Modern Society?". *Theory, Culture & Society*. vol. 9.
- 1996 "Risk Society and the Provident State", in S. Lash et al. (eds.), *Risk, Environment & Modernity. Towards a New Ecology*. SAGE.
- 1998 "Politics of Risk Society", in J. Franklind. (ed.), *The Politics of Risk Society*. Polity Press.
- U. Beck, A. Giddens, S. Lash 1994 *Reflexive Modernization*. Polity Press.
- W. Bonß 1991 "Unsicherheit und Gesellschaft-Argumente für eine soziologische Risikoforschung". *Soziale Welt*. 42: 268-277.
- 1995 *Vom Risiko: Unsicherheit und Ungewissheit in der*

Moderne. Hamburger.

F.Ewald 1986 *L'Etat providence*. Grasset.

1990 "La société assurancielle". *Risques*, no.1 : juin.

1992 "La situation en France". *Responsabilité et indemnisation : Risques supplément*, no.10.

1993 "Le principe de la précaution". *Prévenir*, no.24.

1996a "Philosophie de la précaution". *L'Année sociologique*, 46 no.2.

1996b "Descartes et les vaches folles". *L'express*, no.2336.

p.63.

1996c "Nationaliser le social". *Annales HSS*, mai-juin, no.3, pp.605-610.

J.Franklin(ed.) 1998 *The Politics of Risk Society*. Polity Press.

P.Florin 1991 "Prévoyance et prevention". *Risques*, no.4 : Janvier.

A.Giddens 1998 "Risk Society : the Context of British Politics", in J.Franklin(ed.) *The Politics of Risk Society*. Polity Press.

K.P.Japp 1992 "Selbsterstärkungseffekte riskanter Entscheidungen. Zur Unterscheidung von Rationalität und risiko". *Zeitschrift für Soziologie*, Jg.21, Heft1, Februar, S.31-48.

K.P.Japp und W.Krohn 1996 "Soziale Systeme und ihre ökologischen Selbstbeschreibungen". *Zeitschrift für Soziologie*, Jg.25, Heft3, Juni, S.207-222.

C.Hood & D.K.C.Jones (eds.) 1996 *Accident and Design. contemporary debates in risk management*. UCL.

S.Lash et al.(eds.) 1996 *Risk, Environment & Modernity. Towards a New Ecology*. SAGE.

N.Luhmann 1988 *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp = 華中環

一編『社会の経路』一九九一年'文芸春秋'。

1990 "Risiko und Gefahr". in : ders., *soziologische Aufklärung*. Bd.5. Opladen / Westdeutscher Verlag, S.131-169.

1991 *Soziologie des Risikos*. Berlin / New York : de Gruyter.

1992 "Die Beschreibung der Zukunft". in : ders., *Beobachtungen der moderne*, Opladen / Westdeutscher Verlag.

1996 "Das Risiko der Versicherung gegen Gefahren". *Soziale Welt* 47, S.273-283.

R.Murphy 1994 *Rationality & Nature. A Sociological Inquiry into a Changing Relationship*. Westview Press.

C.Petrow 1984 *Normal Accidents : Living with High-Risk Technologies*. Basic Books.

P.Rosanvallon 1995 *La nouvelle question sociale : Repenser l'Etat-providence*. SEUIL.

S.Tindale 1998 "Procrastination, Precaution and the Global Gamble", in J.Franklin(ed.) *The Politics of Risk Society*. Polity Press.

## Between Assurance Society and Risk Society.

### — Sociological Risk Studies —

Eiji KAWANO

The concept of *Risk* in sociology has developed after the catastrophe of Tschernobyl. Ulrich Beck proposed the conception of Risk society. According to him, risk is generalising in the late modernity in place of the distribution of the resources in the simple modernity. And Niklas Luhmann introduce the distinction Risk and danger ; “Risiko und Gefahr” and elaborate the concept of Risk sociologically.

This paper aims to clarify the relation between the theory of Risk society and the conception of Assurance society that François Ewald proposed to analyse the historical developement of Welfare state; “État providence”. According to Ewald, the process of assuancialisation that characterise the modernity has covered a variety of risk.

But the contemporary society confront the limit of insurability because of the specificity of the new type risk that released the modernisation process itself. That is, there is the limit of insurability between Assurance society and Risk society. After the epoch of Assurance society that has been based on the principle of previncion and the control of risk, the new principle, “precaution”, come to the front in Risk society.

#### **keyword**

Risk

Assurance society

Risk society

Limit of insurability

Principle of Precaution